

松阪市避難所運営マニュアル (基本モデル)



平成 24 年 3 月作成
(令和 2 年 8 月改訂)
松 阪 市

～ 目 次 ～

1. 避難所運営の基本事項	
1-1. 避難所開設・運営の基本的な考え方	1
1-2. 避難所運営の流れ	3
2. 避難所運営（初動期）	
2-1. 避難所の開設（受付前）	6
2-2. 避難者の受入（受付～受入）	9
3. 避難所運営（展開期・安定期）	
3-1. 本格的な避難所運営委員会の設置	13
3-2. 総務班の仕事	15
3-3. 情報班の仕事	17
3-4. 被災者管理班の仕事	19
3-5. 施設管理班の仕事	21
3-6. 食料物資班の仕事	23
3-7. 衛生班の仕事	27
3-8. 外部支援受入班の仕事	31
3-9. 要配慮者支援班の仕事	33
4. 避難所運営（撤収期）	
4-1. 避難所の統合・閉鎖	35
5. 避難所運営のための事前準備	
5-1. 避難所運営のための事前準備	36
6. 様式集	52
7. 資料集	77
8. 新型コロナウイルス関連資料	90

～ はじめに ～

- このマニュアルは、大規模災害において活用することを想定している避難所運営の基本的なノウハウをまとめたものです。
- 各地域におかれましては、平時から避難所ごとの避難所運営マニュアル作成を行ってください。このマニュアルは、その参考となる基本モデルを示したものです。また、普段、地域で話し合っておくべきこともまとめています。
- 地震により大規模な津波が発生した場合には、津波浸水地域の避難所が使えないことに加えて、繰り返し押し寄せてくる津波への警戒が必要となり、避難所開設には時間がかかります。このような地域の特徴を反映させることが大切です。
- 避難所は、住民の自治による開設・運営を目指すこととしています。
- なお、水害（洪水、土砂災害）の際の避難所運営については別で定めるとしますが、被害が甚大な場合や避難所生活が長期に及ぶ場合においては、このマニュアルによるものとします。
- 我が国において新型コロナウイルス感染症が拡大している中、一人ひとりが「新しい生活様式」を実践し、避難所で感染症を蔓延させないよう、感染症予防の観点も踏まえたマニュアルとしています。
- 最後に、ご意見や改善点などがあれば、ぜひお聞かせください。今後も改訂し、さらに実効性のあるマニュアルにしていきたいと思っております。

令和 2 年 8 月

松阪市長 竹上 真人